

2018年

踏み出そう! 夢への第一歩  
あなたのチャレンジ応援します!

即役立つノウハウを4日間で短期集中養成

# 創業塾開催!

泉佐野商工会議所では、独立開業を志す方や新たに事業を起こしたいと考えている方々を対象に、創業に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の習得を目的として実践的、体系的に学んで頂く「創業塾」を開催いたします。開業して間もない方も受講できますので、奮ってご参加ください。



◆開催日程 4日間 計12時間

◆対象  
開業・創業を目指すサラリーマン・OL・主婦・学生等、全回出席可能な方

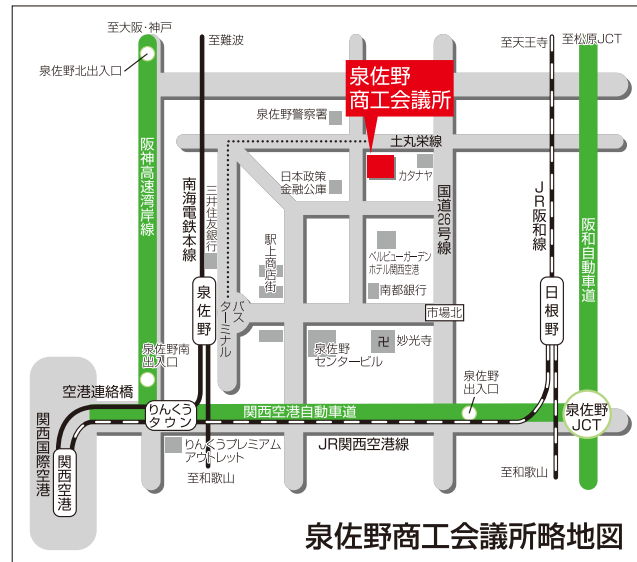
◆定員 20名  
(定員になり次第締め切ります)

◆受講料 5,000円/人(税込み)

◆場所 泉佐野商工会議所(泉佐野市場西3-2-34)

◆申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、当所までご持参いただくかFAXでお申し込みください。  
その後、10月25日(木)までに泉佐野商工会議所へ受講料をお支払いください。



泉佐野商工会議所略地図

泉佐野商工会議所 2018年「創業塾」スケジュール

	日程	時間	テーマ	講師
1	11月3日(土)	午前9時～12時	創業の心構え、事業計画の立て方など、創業を成功させるためのノウハウを解説します。(経営) 1. 創業を成功させる経営 2. ビジネスプランの作成指導	イーエムイー コンサルタンツ(株) 代表取締役 小野 知己 氏 (中小企業診断士)
2	11月17日(土)	午前9時～12時30分	“お客様”なくして経営は成り立ちません。創業に役立つマーケティングや、儲かる会社、強い組織にするための人材活用術について解説します。(販路開拓) (人材育成) 1. お客様を取込む販売計画について 2. 労務管理と社員育成について 3. 社会保険と労働保険について	和コンサルティング サービス 代表 清水 和也 氏 (中小企業診断士) (社)全国労働保険事務 組合連合会大阪支部 安住 正八郎 氏 (社会保険労務士)
3	12月1日(土)	午前9時～12時	経営に必須である資金繰りや決算等初期準備やランニングコスト、事業計画について解説します。(財務) 1. 財務会計の基礎知識 2. ビジネスプランの作成指導	(株)ビジネス サポート 代表取締役 渡辺 悦 氏 (中小企業診断士)
4	12月8日(土)	午前9時～12時	ビジネスプランを発表して頂きます。色々な人の意見を聞いてブラッシュアップすることが重要です。(経営) (販路開拓) (人材育成) (財務) 1. 事業計画とプレゼンテーション	はっとり コンサルティング 代表 服部 悦章 氏 (中小企業診断士) 経営システム コンサルティング 代表 吉田 喜彦 氏 (中小企業診断士)

※講師は全員大阪府下に拠点を置く中小企業診断士・社会保険労務士です。(都合により変更となる可能性があります)

お問い合わせ・申込み

泉佐野商工会議所 ●TEL.072-462-3128 ●FAX.072-463-8780

●〒598-0006 泉佐野市市場西3-2-34  
●URL <http://www.izumisano-cci.or.jp/> ●E-mail [info@izumisano-cci.or.jp](mailto:info@izumisano-cci.or.jp)

【主催】泉佐野商工会議所 【後援】泉佐野市

【協力】岸和田商工会議所・貝塚商工会議所

(株)日本政策金融公庫泉佐野支店・(株)池田泉州銀行泉佐野支店・大阪信用金庫泉佐野支店・(株)近畿大阪銀行佐野支店

受講  
申込書

該当する箇所をチェックを入れ、必要事項をご記入下さい。

漠然と創業を希望している。  創業の準備をすすめている。(開業予定 平成 年 月頃)

受講希望者氏名	フリガナ	連絡先 TEL. ( )
		性別: 男性 女性 (満 歳)
自宅ご住所	〒 -	

※お申込み頂きました内容につきましては、泉佐野商工会議所からの連絡のために利用させていただきます。

2018創業塾は、泉佐野市の特定創業支援事業に認定されています!

受講者のメリットは次の通りです。(上記講座を全て受講された方)

①会社を設立する際の登録免許税が半額

◎創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35% 合名会社又は合資会社は、1件につき6万円→3万円)されます。

②資金調達の際の保証枠や特例が拡大

◎無担保、第三者保証人なしの創業関連保証枠:1,000万円→1,500万円へ  
◎対象となる創業関連保証の特例:創業2カ月前→事業開始6カ月前から利用可能へ

③日本政策金融公庫/新創業融資制度の特例

◎自己資金要件(開業資金総額の10分の1以上の自己資金を有すること)を撤廃→税務申告2期末満の方が対象となります。  
◎運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く)は「特別利率A」